

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月8日
【会社名】	東り株式会社
【英訳名】	T O L I C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永嶋 元博
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	兵庫県伊丹市東有岡5丁目125番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年6月23日に提出いたしました第152期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

（訂正前）

〈前略〉

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。また、決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切であると判断した会社及び連結子会社を、評価の範囲に含めております。結果、財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社7社といたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社5社、及び持分法適用関連会社1社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

〈後略〉

（訂正後）

〈前略〉

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。また、決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切であると判断した会社及び連結子会社を、評価の範囲に含めております。結果、財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社6社といたしました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社6社、及び持分法適用関連会社1社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

〈後略〉